

# 優遇金利定期預金

# ありがとう

お預入期間 **1年**

**0.08%**

お預入期間 **3年**

**0.20%**

※半年複利型

お取扱期間

令和6年5月1日(水)

～ 令和6年9月30日(月)



お預入れ頂ける方	個人または法人のお客さまで、当組合の組合員(組合員家族含む)
預金の種類	スーパー定期 / 自動継続 / 証書式・通帳式・総合口座
お預入れ金額	10万円以上1,000万円未満 / 1口 ※お1人様の口数の上限はございません。
お預入れ期間	個人のお客さま 1年、3年 / 法人のお客さま 1年
利息利払方法	スーパー定期の利払方法を適用します。
利息計算方法	付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。 ◆お預入期間1年は単利型 ◆お預入期間3年は半年複利型
ご留意事項	① やむを得ず中途解約される場合は、当組合所定の中途解約利率を適用させていただきます。 ② 適用利率は初回満期時までとし、初回満期後は書替日の各期間や金額に応じた店頭表示利率を適用し、自動継続とさせていただきます。 ③ 本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ④ 表示金利は税引前のものであり、2037年12月31日までにお受取りの利息については、復興特別所得税を付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 ⑤ 既存の定期を本商品に預け替える場合は、既存の定期に10万円以上の新たな資金を足して頂く必要があります。
苦情処理措置	【当組合へのお申出先】 お取引店舗またはお客様相談窓口(総務部Tel:0856-22-3030) (9時～17時 土日・祝日除く) 【当組合以外へのお申出先】 しんくみ苦情等相談所 Tel:03-3567-2456 (9時～17時 土日・祝日除く) 中国ブロック信用組合協議会 Tel:082-247-7363 (9時～17時 土日・祝日除く)
紛争解決措置	下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので当組合お客様相談窓口、中国ブロック信用組合協議会またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。 広島弁護士会仲裁センター Tel:082-225-1600 第一東京弁護士会仲裁センター Tel:03-3595-8588 東京弁護士会紛争解決センター Tel:03-3581-0031 第二東京弁護士会仲裁センター Tel:03-3581-2249



詳しくは、お近くの【ますしん】窓口へお気軽にお問い合わせください



本店営業部 0856-22-3033  
浜田支店 0855-22-5354  
西益田支店 0856-25-2011

高津支店 0856-23-1888  
あけぼの支店 0856-23-1500